

福岡県私立高等学校専攻科修学支援金交付取扱要領

この要領は、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱(令和2年4月1日2私第52号。以下「要綱」という。)第14条の規定に基づき、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金(以下「支援金」という。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

1 支援金の概要について

(1) 支援金の支給方法

支援金の支給は、要綱第3条により、学校設置者による代理受領により行う。

具体的には、学校設置者が、在学する生徒に代わって支援金を県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済に充てることにより代理受領を行うことになる。

(2) 対象となる学校

要綱第2条の「高等学校専攻科」とは、福岡県内に設置されている私立の高等学校の設置する専攻科の学科のうち、以下の①又は②の要件を満たすものとする。

① 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす過程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

② 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

(3) 対象となる者

支援金の対象となる者は、(2)の高等学校専攻科に在学し、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者(以下「受給資格者」という。)とする。

① 日本国内に住所を有する者

② 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科(以下、「高等学校等専攻科」という。)を修了していない者

③ 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、当該高等学校等を所管する都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- ・日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、支援金の支給を受けることのできた月を除く。）
- ・高等学校等専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）

- ④ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額（算定基準額）（保護者等が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。）が以下の区分に該当する者

【算式】 市町村民税の所得割の課税所得額^{※1}（課税標準額）×6%－調整控除の額^{※2}

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項第一号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額となる。

区分1 保護者等の算定基準額が100円未満である者

区分2 保護者等の算定基準額が51,300円未満である者（区分1に該当する者を除く。）

※ 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とする。

ここでいう保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

なお、高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者であった者」（生徒の父母であれば、その両名）を指すものとして取り扱うこととする。

- ⑤ 以下のいずれかに該当する学科に通う者

ア 大学への編入学基準を満たす過程

イ 国家資格者養成課程

なお、①～⑤に該当する者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、補助の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると知事が判断した場合は、この限りではない。また、年度の途中でア～ウのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度の4月から補助の対象としないこととする。

学校設置者は、支援金の支給を受けようとする生徒が次のア～ウに該当しないことの確認を行い、個人対象要件証明書（様式4（1）又は（2））を知事に提出する。

ア 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

(4) 支給期間

補助金の算定対象となる支援金の支給期間は、最大で24月とする。

ただし、高等学校専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。

なお、生徒が転学等をする場合は、以下の計算式に基づき、転学元での支給期間を勘案した上で、転学先での残りの支給期間を計算することとする。

<転学先での残りの支給期間>

転学先の修業年限（月数）－ 転学元の在学期間相当（※）

※転学元での在学月数×転学先の修業年限／転学元の修行年限（端数切捨て）

(5) 支援金の額

① 支援金の額及び補助対象上限額

補助金の算定対象となる支援金の額は、支給対象高等学校専攻科の授業料の月額に相当する額（区分2に該当する者については、授業料の月額に相当する額の1／2の額。以下同じ。）とする。

ただし、授業料の月額に相当する額が以下の表の補助対象上限額を超える場合には、専攻科支援金の額は補助対象上限額とする。

補助対象上限額は以下の表のとおりとする。

<支援金の補助対象上限額>

区分1	区分2
35,600円	17,800円

（注）高等学校専攻科通信制課程は区分1が12,100円、区分2が6,050円

なお、高等学校等就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、定額授業料の場合の補助対象上限額と同じ額とし、通算の支給上限単位数及び年間の支給上限単位数は設定しない。

② 授業料債権への充当

補助金の算定対象となる支援金の額は、授業料の月額に相当する額（補助対象上限額を超える場合にあっては、補助対象上限額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が支援金の額となる。

(6) 所得に応じた支給

支援金は、(5)①のとおり所得に応じた補助対象上限額を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である算定基準額の合算額により判断する。

区分	算定基準額の合算額	世帯年収の目安（参考）
区分1	100円未満	270万円未満程度
区分2	100円以上51,300円未満	270～380万円未満程度

2 支援金の支給手続

(1) 受給資格認定

受給資格者である生徒が支援金の支給を受けようとする場合には、受給資格認定申請書（様式1（その1）又は（その2））に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在学する学校設置者を通じて知事に提出し、その認定を受ける必要がある。

学校設置者は、生徒から提出された認定申請書に認定申請者一覧（様式2）、個人対象要件証明書（様式4（1）又は（2））を添えて知事に提出する。

知事は、受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、学校設置者を通じて生徒に通知（認定通知は様式5、不認定通知は様式6）するとともに、支給決定（予定）額も通知（様式24）する。

学校設置者は、知事から生徒への受給資格認定（不認定）通知及び支給決定（予定）通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

(2) 収入状況の届出

受給権者である生徒は、毎年度、知事が別に通知する日までに、課税証明書等を添付した収入状況届出書（様式1）を、学校設置者に提出する。

受給権者である生徒（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときも、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する。

学校設置者は、生徒から提出された収入状況届出書に収入状況届出者一覧（様式3）を添

えて知事に提出する。

知事は、支給の可否及び支給額を判定し、継続支給することに決定した生徒については、学校設置者を通じて、支給決定(予定)通知又は変更支給決定(予定)通知(様式25)、所得制限額以上となった生徒については、受給資格消滅通知(様式8)を通知する。

なお、生徒が収入状況届出をしないときは、支援金の支払を一時差し止め、学校設置者を通じて支払差止を通知(様式11)する。

支払の一時差止期間中に、保護者等の変更があった場合も、生徒は学校設置者を通じて、収入状況届出書等を速やかに知事に提出する。(離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差し止めとなっても、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。)

支払の一時差止期間は7月～翌年6月を基本とし、毎年度、知事が別に通知する日を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとする。ただし、提出しなかったことにやむを得ない理由があった場合には遡って支給する。

なお、一時差し止めを受けている者が、翌年7月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに1年間を基本とし、支払を一時差し止める。

学校設置者は、知事から生徒への支給決定(予定)通知、変更支給決定(予定)通知、受給資格消滅通知又は支払差止通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

(3) 支援金の支給停止、再開

受給権者の生徒(一時差止中の者を含む。)が休学し、支給停止を希望する場合、支給停止申出書(様式13)を学校設置者に提出する。

学校設置者は、生徒から提出された支給停止申出書に支給停止申出者一覧(様式14)を添えて知事に提出する。

知事は、支給停止を決定し、生徒に学校設置者を通じて通知(様式15)する。

なお、生徒が支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月(支給停止の申し出があった日が月の初日である場合には、当該月)から、復学して支給再開を申し出た日の属する月(支給再開の申し出があった日が月の初日である場合には、当該月の前月)まで支援金の支給は停止され、当該休学期間は1(4)の支給期間に算入されない。

学校設置者は、知事から生徒への支給停止通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

支給停止中の生徒が復学し、支給再開を希望する場合、支給再開申出書(様式17)に収入状況届出書を添えて、学校設置者に提出する。ただし、既に当該年度の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すればよい。

学校設置者は、生徒から提出された支給再開申出書に支給再開申出者一覧(様式18)を添えて知事に提出する。

知事は、支給の可否及び支給額について判定したうえで支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知(様式19)(所得要件を満たし支給を再開する場合)又は受給資格消滅通知(所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合)を発出する。

学校設置者は、知事から生徒への支給再開通知又は受給資格消滅通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

(4) 授業料額及び授業料減免額の変更

学校設置者は、受給権者である生徒の授業料額または授業料減免額に変更があった場合は、授業料減免に係る授業料額変更届出（様式23）を作成し、知事に提出する。

(5) 支援金の受給資格消滅通知

学校設置者は、退学及び転学又は1(3)ア～ウのいずれかに該当となった等により、受給権者である生徒の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧（様式10）を作成し、（1(3)ア～ウに該当する場合は個人対象要件証明書を添えて）知事に提出する。

知事は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、生徒の受給資格の消滅を確定し、学校設置者を通じて生徒に通知（様式7又は様式9）する。

学校設置者は、知事から生徒の受給資格消滅通知を受領した場合、生徒に配付する。（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）

なお、生徒が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に該当した場合においては、学校設置者より受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はないが、知事から（所得制限に係る）受給資格消滅通知を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒に配付する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。